

株 主 各 位

大阪市北区豊崎五丁目4番9号  
e B A S E 株 式 会 社  
代表取締役社長 岩 田 貴 夫

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ebase.co.jp/investor/investor01/stockholder.html>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「eBASE」又は  
「コード」に当社証券コード「3835」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選  
択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご高覧くださいまして、書面又は電  
磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使いただくこともご検討をお願いいた  
します。

事前に議決権行使をいただける場合は、2024年6月21日（金曜日）午後6時30分までに議決権  
を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあ  
げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月24日（月曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分）  
2. 場 所 大阪市北区芝田一丁目1番35号  
大阪新阪急ホテル 2階 星の間  
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項 1. 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。  
(2) インターネットと書面の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。パソコン又はスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- (注)1. 今後運営方法等に変更がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイト (<https://www.ebase.co.jp/>) をご確認くださいようお願い申し上げます。  
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。  
3. 株主総会決議通知の発送を取り止め、本総会の結果は当社ウェブサイトに掲載させていただきます。 (<https://www.ebase.co.jp/>)  
4. 株主優待のクオカードにつきましては、当招集ご通知に同封しておりますので、お納めください。

## 〈書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きについて〉

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月21日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

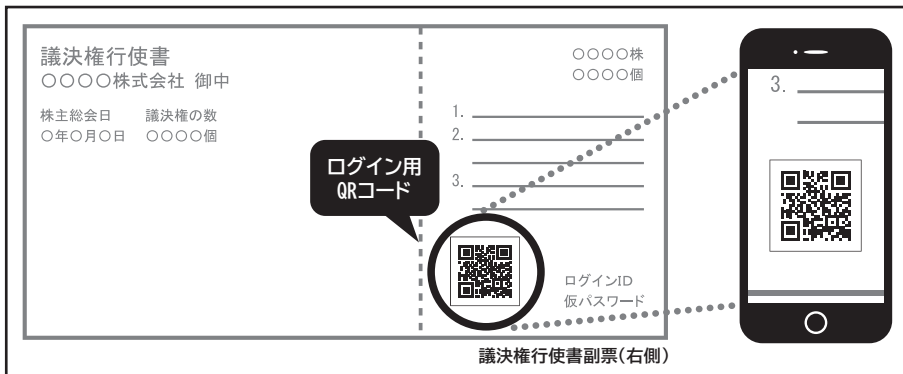
- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年6月21日（金曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることによって、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、下記2. (2) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



## (2) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

**MUFG 三菱UFJ信託銀行**

**株主総会に関するお手続きサイトログインページ**  
 (株主名簿管理人) 三菱UFJ信託銀行 証券代行部

・本サイト利用ガイド

・三菱UFJ信託銀行  
 ホームページ  
 (諸届用紙等のご請求)

お問合せ先  
 三菱UFJ信託銀行  
 証券代行部  
 (株主総会に関する  
 お手続きサイトに係  
 るお問合せ)  
 Tel 0120(173)027  
 (通話料無料)

(一般株主専用)

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID  4桁 -  4桁 -  4桁 -  3桁 (半角)

パスワード  (半角)

または仮パスワード  (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙等に記載されております。

パスワードを失念またはロックしてしまった場合は、「パスワード初動化の届出書」を印刷し必要事項をご記入の上、三菱UFJ信託銀行 証券代行部宛にご郵送ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
  - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

<p>システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）</p>
--

### 【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、不安定な円相場やインフレによる経済停滞が懸念され、原材料及びエネルギー価格の高騰やウクライナ情勢等の影響は継続しており、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっている他、物価上昇や中東情勢なども懸念され、先行きは依然として不透明な状況であります。

このような環境の下、当社グループは、パッケージソフトビジネスのeBASE事業と、IT開発アウトソーシングビジネスのeBASE-PLUS事業で構成し、活動いたしました。

eBASE事業は、創業から現在に至るまで3種類のビジネスモデルのフェーズ(0th eBASE、1st eBASE、2nd eBASE)により展開をしてまいりました。

「0th eBASE(BtoBモデル:企業別統合商品DB)」は、創業期からのワンソースマルチユースを実現するCMS(Content Management System)開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を基盤とするパッケージソフトウェア「eBASE」を用いて、様々な業界や業態向けの統合商品データベースシステムとしての提供、これらと連動する販促メディア(カタログ、チラシ、Webカタログ等)制作支援システムとしてのデータベースパブリッシングシステムの開発提供、及び商品DB型のWebサイト開発提供等の個別システムインテグレーションを展開しています。

「1st eBASE(BtoBモデル:業界別統合商品DB)」は、「0th eBASE」を通じて商品情報交換プラットフォームとしての「eBASE」の普及促進を目指して食品業界、日雑業界(他業界)、住宅業界の各業界セグメントに対して、個別の業界や業態向けのニーズにマッチした「FOODS/GOODS eBASE」等の商品詳細情報管理システムの開発推進を行っています。また商品情報のデジタルコンテンツプロバイダーとしての商品データプール「商材えびす」のデファクト化を同時に推進することで、小売向けに「商材えびす/マスタデータえびす」と連動した統合的な商品マスタ管理システム「MDM(Master Data Management) eBASE」の開発提供や、小売PB(Private Brand)部門やメーカー向けに製品企画開発管理システム「PDM(Product Data Management) eBASE」を開発提供しています。

「2nd eBASE(BtoBtoCモデル:消費者向けライフスタイルアプリ)」は、「1st eBASE」を通じて構築された「商材えびす/マスタデータえびす」をコアコンピタンスとして利活用し、小売向けのデジタルマーケティング施策としてのOMO(Online Merges with Offline)環境の実現を通じてDX(Digital Transformation)によるCX(Customer Experience)の向上を推進する消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」の開発提供による新ビジネス展開

を推進しています。

これら0th~2ndの各ビジネスモデルは双方向に有機的に関与することにより、お互いを補完・増強するだけでなく、様々な新サービスや新事業モデルへの展開を可能としています。

eBASE-PLUS事業は、顧客企業ニーズに応えたシステム構築・開発・サポート等のIT開発アウトソーシングビジネスを推進しています。特に自社開発のオンライン教育システムの構築と運用を継続的に強化向上する事で未経験者の育成、及び高度技術者の人材を育成し、eBASEグループ全体におけるIT人材の採用と教育を強化推進しています。

当連結会計年度における当社グループの業績の結果は、売上高5,192,122千円（前年同期比477,487千円増）、営業利益1,651,262千円（前年同期比285,467千円増）、経常利益1,662,726千円（前年同期比266,919千円増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,144,693千円（前年同期比253,896千円増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりです。

（イ）eBASE事業

・BtoBモデル(0th/1st eBASE)の概況は、食品業界、日雑業界(他業界)、住宅業界の各パラグラフで説明します。

[食品業界向けビジネス]

食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、食の安全・安心システム「FOODS eBASE」においては商品データプールサービス「商材えびす(食材えびす)」の普及推進も含めてeBASE商品情報交換の標準化を継続的に進展しました。また、「商材えびす/マスタデータえびす」と連動する小売向け商品マスタ管理システム「MDM eBASE」、小売PBやメーカー向け製品企画開発支援システム「PDM eBASE」等の販売促進にも継続して注力しました。

売上面では、継続案件として既存の大手コンビニエンスストアの生産加工商品管理のシステムリプレイス、及び新規のワイン輸入商社の「FOODS eBASE/PDM eBASE(eB-DAM(Digital Asset Management))」を中心とした大型の商品情報DB導入の一部を売上計上しました。また、総合小売の容器リサイクル法対応システム開発や、前述とは別の大手コンビニエンスストアでも中食(惣菜、弁当等)の包装デザインチェック機能の大型開発案件を売上計上しました。さらに、老舗の食品加工メーカーの基幹リプレイス案件や、食品小売のパブリッククラウド移行プロジェクト案件を売上計上しました。外食産業向けには、大手外食企業の「FOODS eBASE」による食品規格書システムの導入案件を売上計上しました。

受注面では、新規の加工食品メーカーや新規の食品スーパーから「FOODS eBASE」と連動する原価シミュレーションシステムの大型案件を受注しました。また、「FOODS eBASE」関連では、複数の食品メーカーや地域生協から来期導入予定の案件を受注しています。



食品業界向けビジネスの売上高は、前年同期比では微減となりました。

#### [日雑業界(他業界)向けビジネス]

「商材えびす(日雑・医薬・文具・家電・工具、食品等)」を中心に、製品仕様書情報管理DB「GOODS eBASE」、及び「商材えびす/マスタデータえびす」と連動する小売向け商品マスタ管理システム「MDM eBASE」、小売PBやメーカー向け製品企画開発支援システム「PDM eBASE」、商品DB型Webカタログサイト構築等の販売促進に継続して注力しました。

売上面では、カタログギフト事業者のカタログ制作支援システム「eB-DBP(DataBASE Publishing)」と商品マスタシステム「MDM eBASE」を活用した統合商品DB構築の継続案件の一部と、オフィス家具メーカーの簡易見積作成サイト構築の大型アップセル継続案件の一部を、ともに売上計上しました。また、大手ホームセンターの「PDM eBASE」の大型継続案件や、新規の大手ホームセンターの「商材えびす/マスタデータえびす」と連携する「MDM eBASE」の継続案件を売上計上しました。さらに、工具卸の統合商品DB再構築や、新規に複数のドラッグストアの「商材えびす/マスタデータえびす」と連携する「MDM eBASE」を、そのうち1社の大手ドラッグストアからはPB商品情報管理として「PDM eBASE」の継続案件を売上計上しました。

様々な業界や業態からの独自の統合商品DB構築の実績としては、工具建材卸の大型案件、工具電材卸、ファッション業界の鞆製造卸、前述とは別のカタログギフト事業者、スポーツ用品メーカーの展示会受注システム「eB-Ordering」案件等に「ミドルウェア eBASE」を効率よく活用することで開発生産性を向上し短納期に開発して売上計上しました。

受注面では、大手家電量販店から、大手ECモール向けデータ連携対応を受注し一部を売上計上しました。

日雑業界向けビジネスの売上高は、各業界における受注案件の進捗が順調に進み、複数の大型案件で前倒し検収が進んだことにより、前年同期比で大幅な増加となりました。

#### [住宅業界向けビジネス]

住宅業界は、既存の複数の大手ハウスメーカーで活用されてきた「商材えびす(住宅えびす)」が、新規の大手ハウスメーカーでも利用が開始され普及が促進されました。

売上面では、大手ハウスメーカーに注力展開している「e住なび」を活用した施主向けの取扱説明書電子化システムを3社目の新たな大手ハウスメーカーに導入し売上計上しました。また、大手総合建材メーカーのeBASEによる商品DB型Webカタログサイトに対して追加カスタマイズ開発の一部を売上計上しました。さらに、新たな壁紙・カーテン・床材等のインテリアメーカーの統合商品DB案件を売上計上し、床材・壁材製品の大手建材メーカーの統合商品DB案件や、新たな大手照明器具メーカーの商品DB型Webカタログサイトのリプレイス案件を一部売上しました。

受注面では、新たに大手空調設備メーカーの、技術情報検索サイトの構築を受注し、一



部を売上計上しました。また、既存の大手建材メーカーにて、非住宅向け商品DB型Webカタログ環境構築を受注しています。さらに、新たな複数の大手ハウスメーカーに対して「e住なび」活用の提案を行い受注確度が高まっています。

住宅業界向けビジネスの売上高は、大型案件の受注や販促展開に遅れが出た事により、前年同期比で減少となりました。

・BtoBtoCモデル(2nd eBASE)の概況は、業界横断型(食品、日雑、医薬、文具、家電、工具、住宅等)の「商材えびす/マスターデータえびす」の商品情報のデジタルコンテンツを利活用して「ユーザー(消費者)が求める商品情報をいつでもどこでもニーズにあわせて閲覧できるように」というコンセプトを元に開発した、あらゆる商品カテゴリを統合した消費者向けライフスタイルアプリ「e食住なび」をメインアプリとした「e食住シリーズ」の普及推進・営業展開を継続しています。

市場展開事例としては、小売業態の店舗DX推進、CX向上への新たな一歩として、レシート情報ビジュアル化サービス「e食住ビジュアルレシート」をリリースしました。この紙レシートのDX化により消費者の新たな購買体験(CX向上)を実現できるだけではなく、小売企業にとっては消費者の会員化促進の戦略的ツールとして活用できます。この「e食住ビジュアルレシート」の採用を内定している株式会社マキヤでは、既にディスカウントストア事業においてLINEミニアプリと連携した「e食住なび for DX」を継続的に本番運用しています。また、「e食住暮らし」のPoC(概念実証/実証実験)も準備中です。

店舗DXに効果的なソリューションである「e食住カタログ」関連では、コストコホールセールジャパン株式会社では、全国32店舗のフードコートで「e食住なび for DX」を継続的に本番運用しています。また、総合小売の一部店舗の加工食品売場や食品スーパーの一部店舗の野菜・青果品売場でも、「e食住カタログ for 店舗」のPoCを開始しました。さらに、食品小売2社でも「e食住カタログ」の導入の検討を開始しました。

大手家電量販店では、「e食住カタログ多言語版」の本番運用を開始しました。また、別の大手家電量販店では、インバウンド客に向けた「e食住カタログ多言語版」の旗艦2店舗でのPoCの実施を決定しています。

普及が先行している住宅業界では、大手ハウスメーカーで、分譲住宅オーナー向けの「e住なび」を運用開始するとともに、前述した3社目の大手ハウスメーカーで「e住なび」の運用に向けたサプライヤー向け説明会を開催しました。

eBASE事業の特許戦略としましては、以下の5件を取得しました。

- ①地域、時期等の異なる食材価格適用した、料理レシピ食材費用計算システム  
(特許第7302803号)
- ②電子レシート連携による食ログ機能(特許第7345810号)
- ③レシートDB情報を商品情報で名寄せ分析・助言システム(特許第7366358号)
- ④加工食品レシピ自動生成システム(特許第7369392号)
- ⑤住宅設備建材のデジタルプランボード生成システム(特許第7403140号)

これらの結果、eBASE事業の売上高は、主に日雑業界の複数の大型案件の前倒し検収による売上計上及び新たな受注が順調に進んだことにより、2,639,038千円(前年同期比377,935千円増)、経常利益1,302,428千円(前年同期比250,125千円増)となりました。

#### (ロ) eBASE-PLUS事業

既存IT開発アウトソーシングビジネスにおいて、顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得に注力しました。稼働工数増加のため専門知識・経験を持ち即戦力となる中途採用を推進し、人材の確保・育成・教育に努めました。さらに、継続して自社開発のオンライン教育システム(Javaプログラミング/ITインフラ教育等)の強化を行い、採用、新入社員教育、及び既存社員の教育に注力し、スキルアップによりハイスキルな高単価案件へのシフトを図り、また物価高、人件費高騰のトレンドに合わせて顧客との単価交渉を継続実施しました。

これらの結果、eBASE-PLUS事業の売上高は、2,555,604千円(前年同期比99,642千円増)、経常利益は360,192千円(前年同期比16,915千円増)となりました。

**(2) 設備投資の状況**

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、eBASE事業の95,179千円、eBASE-PLUS事業の500千円であります。その主な内容は、eBASE事業の自社利用のソフトウェア71,352千円、新データセンター内のシステム機器の取得19,036千円であります。

**(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受け**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分**

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社グループの属する情報サービス分野におきましては、企業のIT投資は、先送りや検収の遅延などの懸念があり、引き続き先行きの不透明感は払拭できない状況となっています。当社は、このような経営環境のもと、当社グループのビジネスモデルを計画どおり遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、更なる成長を遂げていく為に、多くの課題を解決していく必要があります。

### ① 人材の採用と育成

当社グループのeBASE事業においては、当社オリジナルビジネスモデルである下記シナリオを推進する為の人材採用と育成が重要であると認識しております。

まず、「0th eBASE」の推進で、業界別に「1st eBASE」への基盤を醸成します。

業界別に「1st eBASE」の推進で、業界横断型「商材えびす」のデファクト化の実現を図ります。商品データプール「商材えびす」をベースとし、以下のような特徴を持つ「2nd eBASE」を推進します。

- ・BtoBtoCモデルの消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」でCX推進
- ・「e食住シリーズ」で小売のOMOやDXを実現
- ・製品・サービスで利用している特許取得でブルーオーシャン化

このようなビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、AIやデータサイエンス等の最先端テクノロジーとの連携も含めた高い技術開発力に裏付けられたビジネス施策を立案、遂行し、かつセールスエンジニアとしての能力を有する人材や開発人材の育成が不可欠であり、これらを推進しながら、更に成長できる人材の採用と育成を推進します。

eBASE-PLUS事業では、事業の競争力を高め、事業拡大と高収益化を実現させる優秀な人材の確保と技術力の向上と高度技術者の育成や折衝力を備えたコアリーダーの育成をしていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。特に効果的な採用活動を継続して行うとともに、社内外のIT人材の育成に向けた自社開発のオンライン教育システム(Javaプログラミング/ITインフラ教育等)の構築と運用を継続的に強化向上する事で、未経験者の育成、及び高度技術者の人材育成を推進します。また、eBASEグループにおけるIT人材の採用と教育を推進することでeBASE社へのローテーションによる総合力強化を図ります。

### ② 内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大とともに生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正やヒューマンエラーを発生させる可能性があります。これらを防ぐためには効率性、機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。当社グループ自身が「ミドルウェアeBASE」を活用した総務/経理/管理・販売管理・開発管理・営業活動管理に伴う業務等の内部管理体制を構築・推進し、体制強化とともに合理化に取り組んでいくことでヒューマンエラーを防ぎつつ、内部統制の更なる効率化を図っていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

### ③ 「ミドルウェア eBASE」の開発・強化による市場競争力の維持

「0th eBASE/1st eBASE/2nd eBASE」の全てのビジネスモデルの開発基盤となるCMS開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用した自社パッケージソフト製品、及びクラウドサービス、コンテンツサービス、及び受託開発案件の受注促進の推進とその継続的機能強化を推進し、エンタープライズ領域における基幹系BtoBシステム市場の展開と創造が課題と認識し、取り組んでまいります。また、グローバル化によるインバウンド対応を見据えた多言語化対応や「2nd eBASE」市場への展開を睨んだスマホ向け機能強化や、「eBASEソリューション」のノンプログラミング開発環境、及び品質向上を実現する為のテストの自動化、ドキュメントの自動生成等の機能強化を継続推進します。

### ④ 「0th/1st eBASE(BtoBモデル)」の推進

「0th eBASE」においては、下記を重要であると認識し、取り組んでまいります。

統合商品データベースシステムとしてあらゆる業界や業態、及び個別企業向けの商品情報管理システムとしての機能強化と普及促進を図ります。

データベースパブリッシングシステムとしては、eBASEで構築された統合商品データベースを生かした様々な既存・新規の販促媒体(チラシ、カタログ、デジタルメディア等)の企画・制作・配信支援システムの開発を推進します。また、統合商品DBと連携した商品DB型のWebカタログサイトの開発提供を推進します。

「1st eBASE」においては、下記を重要であると認識し、取り組んでまいります。

食品業界、日雑業界(他業界)、住宅業界と大別し、個別の業界や業態向けのニーズにマッチした「FOODS/GOODS eBASE」等の商品詳細情報管理システムの開発を推進します。

「FOODS/GOODS eBASE」をサプライチェーンに広く普及することによる商品情報交換プラットフォーム化のビジネスモデルを推進するとともに、特に食品業界については、食の安全情報の管理や交換の最適化、標準化と機能強化を図り、食品業界の全体最適化を推進します。

商品情報のデジタルコンテンツビジネスである商品データプールサービス「各えびすシリーズ(商材えびす)」をあらゆる業界や業態(食品、日雑、医薬、家電、文具、工具、住宅等)に展開推進するとともに、商品情報の質と量の拡大を継続的に推進します。

小売企業向けには、統合的な商品マスタ管理システム「MDM eBASE」を商品データプールサービス「各えびすシリーズ(商材えびす/マスタデータえびす)」とシームレスに連携するトータルMDMシステムとして機能拡張と採用企業を促進します。

小売PB部門やメーカー向けにパッケージ化した製品企画開発管理システム「PDM eBASE」を多様なテーマ単位で継続的な機能拡張、及び展開を推進します。

## ⑤ 「2nd eBASE(BtoBtoCモデル)」の推進

「2nd eBASE」においては、当社サービスの利用ユーザー数が限定されるBtoBモデルとは異なり、多数の消費者(C)からの利用が想定される「e食住シリーズ」は、サービスレベル(QCD)の維持向上に伴い継続的なITインフラへの拡張投資を行い、顧客満足度を高める等のサービスの一層の拡充が重要であると認識しております。

従来の顧客企業向けBtoBモデルから、顧客企業(B)を介して消費者(C)への情報提供を実現するBtoBtoCモデルとして「商材えびす/マスターデータえびす」のビッグデータを活用した消費者向けスマホアプリ等を開発し、普及活動に取り組んでまいります。

多様な小売業態向けに更なる店舗DX推進、CX向上としてあらゆる商品カテゴリを集約・統合した消費者向けライフスタイルアプリ「e食住なび」の機能強化、他言語化や特定企業専用バージョンによる新サービスの普及促進を図ります。

住宅設備、家電設備等の住まいに関する製品情報と取扱説明書やパンフレット等の管理を実現するスマホアプリ「e住なび」の普及活動も推進します。

更なるリテールDXの推進と消費者のCX向上に向け、「e食住シリーズアプリ(e食住なび、e食住カタログ、e食住ちらし、e食住ビジュアルレシート等)」の継続的な機能強化、商品情報の質と量の拡充に加え、その販促コンテンツの充実、及び他アプリ・システム連携機能を推進します。

## ⑥ クラウドビジネスの推進

「0th/1st/2nd eBASE」の共通的な内容においては、それぞれのサービス提供形態がオンライン前提、及びクラウドサービス化の双方に対応する必要から、ITインフラ基盤を伴うクラウドビジネス化への投資、及び推進に注力します。

「1st eBASE」においては、下記を重要であると認識し、取り組んでまいります。

食品業界向けパッケージソフト「FOODS eBASE」の既存サポート事業や、クラウドサービス「FOODS eBASE Cloud」の小売への継続的推進を図ります。

従来の中小メーカー企業向けの無料「eBASEjr.」ユーザーが求める付加価値機能を、低価格で広く提供する有料クラウドサービス「FOODS eBASEjr.cloud」の拡販を推進します。

クラウドサービスが前提の商品データプールサービス「商材えびす」では、多様な業界業態(食品、日雑、医薬、家電、文具、工具、住宅等)への展開に伴い、参加会員企業の増大、膨大な商品数の保存管理、スムーズな配信等の商品データプールサービス運用におけるITインフラ基盤の増強も含めて継続的に推進します。

メーカーが登録する「商材えびす」に加えて、小売が自社取扱商品マスターデータの提供を前提に、膨大な量の小売間で商品マスターデータをクラウドサービスで共有し、自社の商品マスターのチェックや新規作成を実現する「マスターデータえびす」の展開を並行して推進します。

「2nd eBASE」においては、クラウドサービスで提供するBtoBtoCモデルは消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」のクラウド環境のインフラ基盤強化やインターネットセキュリティ対応等の課題に積極的に取り組むことで、適切なサービスレベルを維持するとともに、これらの商品データに関わる幅広いビッグデータクラウドビジネスの更なる創出・リリースを推進します。

⑦ 特許戦略の推進

将来の事業展開に備え、特許の取得を推進しております。特許戦略に基づき当社サービスの差別化を図るとともに、特にBtoBtoCビジネスモデルの「2nd eBASE」については特許に基づく各種新サービス(「e食住シリーズ」)を開発、提供に継続的に取り組んでまいります。

⑧ IT開発アウトソーシングビジネスの推進

顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得と新規人材採用による稼働率向上と安定の継続に努め、既存IT開発アウトソーシングビジネスの安定的なストックビジネスモデルとして維持推進しております。また、社内外のIT人材の育成に向けた自社開発のオンライン教育システム(Javaプログラミング/ITインフラ教育等)の構築と運用を継続的に強化向上する事で人材採用のインセンティブ、及び既存社員の育成に注力し、スキルアップによりハイスキルな高単価案件へのシフトを図るとともに、新規ビジネス市場において、ソリューションの更なる拡充と、優良M&A案件の推進を行うことにより新たなビジネス分野を開拓してまいります。これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。



## (9) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第 20 期 2021年3月期	第 21 期 2022年3月期	第 22 期 2023年3月期	第 23 期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上高(千円)	4,302,952	4,352,215	4,714,635	5,192,122
経常利益(千円)	1,238,471	1,087,821	1,395,806	1,662,726
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	869,790	744,047	890,797	1,144,693
1株当たり当期純利益(円)	18.90	16.16	19.43	25.04
総資産(千円)	5,884,801	6,306,393	7,019,787	7,809,614
純資産(千円)	5,414,352	5,845,984	6,299,998	6,941,701
1株当たり純資産(円)	117.34	126.67	137.32	152.57

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首より適用しており、第21期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第 20 期 2021年3月期	第 21 期 2022年3月期	第 22 期 2023年3月期	第 23 期 (当事業年度) 2024年3月期
売上高(千円)	2,036,328	1,960,040	2,261,103	2,639,038
経常利益(千円)	904,432	745,476	1,044,380	1,294,899
当期純利益(千円)	649,893	518,342	659,659	902,898
1株当たり当期純利益(円)	14.12	11.25	14.39	19.75
総資産(千円)	4,143,180	4,341,192	4,804,610	5,303,506
純資産(千円)	3,864,869	4,070,795	4,293,671	4,693,581
1株当たり純資産(円)	83.69	88.13	93.50	103.11

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首より適用しており、第21期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
eBASE-NeXT 株式会社	31,350千円	100.00%	「eBASE」のクラウドサービスの運用
eBASE-PLUS 株式会社	90,000千円	100.00%	顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等のIT開発アウトソーシングビジネス

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

当社グループは、eBASE事業、eBASE-PLUS事業の2事業を主要な事業としております。

「eBASE事業」は、パッケージソフトウェアの開発、販売及びCMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの開発販売、「eBASE」を使ったクラウドシステムの開発販売やデータプールサービスの運用事業を行っております。更に、様々な顧客企業の個別ニーズに合わせてカスタマイズされた統合商品情報データベースシステムの開発販売に加え、主要な業界別に多くのバイヤー企業やサプライヤー企業が参加する、商品情報の企業間流通クラウドサービス「商材えびず」の開発提供を推進しております。

「eBASE-PLUS事業」は、顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等のIT開発アウトソーシングビジネスを行っております。

## (12) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所  
本 社：大阪府大阪市北区  
東京支社：東京都中央区  
香川開発センター：香川県高松市
- ② 重要な子会社の事業所  
eBASE-NeXT株式会社  
本 社：大阪府大阪市北区  
eBASE-PLUS株式会社  
本 社：大阪府大阪市北区  
東京Office：東京都中央区  
名古屋Office：愛知県名古屋市中区  
九州Office：福岡県福岡市博多区

**(13) 従業員の状況**

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
461名	4名減

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
155名	5名増	39.8歳	9.1年

**(14) 主要な借入先**

該当事項はありません。

**(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 128,000,000株
- ② 発行済株式の総数 47,164,800株(自己株式1,716,257株を含む)
- ③ 当期末株主数 13,749名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
常 包 浩 司	16,469,460株	36.24%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,821,700株	6.21%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,096,900株	4.61%
西 山 貴 司	1,284,100株	2.83%
常 包 和 子	1,065,600株	2.34%
岩 田 貴 夫	1,054,930株	2.32%
山 崎 健 太 郎	836,800株	1.84%
明 石 克 巳	775,335株	1.71%
窪 田 勝 康	775,300株	1.71%
常 包 は る か	693,410株	1.53%

(注)当社は、自己株式1,716,257株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。又、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。
- ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有する新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	常 包 浩 司	・ eBASE-PLUS株式会社取締役
代表取締役社長	岩 田 貴 夫	
取 締 役	窪 田 勝 康	・ 執行役員CFO ・ eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長
取 締 役	西 山 貴 司	・ 執行役員大阪ソリューションB.U. 管掌 ・ eBASE-PLUS株式会社監査役
取 締 役	上 野 雅 彦	・ 執行役員東京ソリューションB.U. 管掌
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	永 田 博 彦	
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	福 田 泰 弘	
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	高 森 浩 一	

- (注)1. 監査等委員永田博彦氏、福田泰弘氏及び高森浩一氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。又、株式会社東京証券取引所に対し、社外取締役永田博彦氏、福田泰弘氏及び高森浩一氏を独立役員として届け出ております。
2. 当社の監査等委員会につきましては、以下のとおりです。  
当社は、常勤の監査等委員を選任しておりません。監査等委員である取締役永田博彦氏は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、毎週開催される重要な会議に出席する他、取締役（監査等委員を除く。）から情報収集を行っております。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責条項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び当社執行役員と管理職が兼務する子会社取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員永田博彦氏、福田泰弘氏及び高森浩一氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を会社法第427条第1項に基づき締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する額であります。

### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		確定金銭報酬	業績連動型報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である者を除く)	124,336	124,336	—	—	5
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	13,295 (13,295)	13,295 (13,295)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 2020年6月22日開催の第19回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く。）総額年額200,000千円以内、取締役（監査等委員）総額年額25,000千円以内となっております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

### (5) 役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容

#### ①取締役報酬額等の決定方針等

- ・取締役報酬制度の基本的な考え方

当社の現行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬制度は「中長期利益の最大化」を目標に、継続的な成長と企業価値向上を目指し、役員報酬制度を定めています。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社役員が担うべき機能・役割、当社の業績水準に応じた報酬水準とする。また、当社が目指す業績水準を踏まえ業績の達成状況等に応じた報酬制度とすることで、報酬決定の公正性を保つとともに、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図る方針として2021年3月1日に取締役会決議をいたしました。

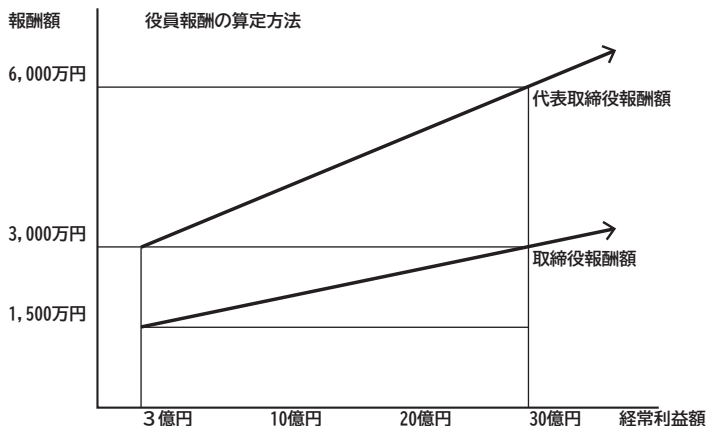
- ・報酬の算定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、前年の連結経常利益実績を変数として、当該年度報酬額を取締役会決議に基づく内規で定める一定の計算式により算出し、取締役会決議を経て決定しております。なお、報酬は固定報酬のみとしており、株

式報酬や賞与等の変動する報酬は支給しておりません。具体的には、下図のとおり経常利益3億円を基準点として報酬額を定め、経常利益30億円をメルクマールとして報酬額を定めた一次関数により算出しております。ただし、本算定方法は経常利益3億円の時点で定めたものであり、今後の業績の拡大による経常利益の増加に伴い基準となる経常利益額とメルクマールとする経常利益額及び報酬額を再設定し、適宜報酬額の見直しを図ってまいります。

代表取締役の報酬は、2名の報酬額の合計を以下の計算式により算出します。算出した金額を代表取締役間の協議により分配します。

代表取締役の報酬合計 $\leq$ 取締役年収 $\times 1.1$  + 従来の代表取締役年収  
 監査等委員である取締役（社外取締役）の報酬は固定報酬のみとしております。



・報酬の体系

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は年間報酬により定め月次で支給する。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は役員報酬のみとして、使用人部分給与、手当等、他の給与は原則として支給しない。
3. 監査等委員である取締役（社外取締役）の報酬は年間報酬により定め月次で支給する。

・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記の報酬の算定方法に従い算出された個人別の報酬額で、公正性の担保された内容であり、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。



## ②役員報酬の決定プロセス

前年の連結経常利益を元に算出された報酬額を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び経営幹部により構成する評価会議において決定し、取締役会で決議しております。

## ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社では個人別の報酬等の決定に関し代表取締役等への委任は行っておりません。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	期待される役割及び出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員）	永 田 博 彦	大手企業の執行役員として経営に関与し培われた経験と知識を活かし取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、当事業年度開催の取締役会14回のうち全て、監査等委員会には14回のうち全てに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	福 田 泰 弘	大手企業の代表取締役として培われた豊富な知識と経験等を活かし取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、当事業年度開催の取締役会14回のうち全て、監査等委員会には14回のうち全てに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	高 森 浩 一	大手企業の取締役として培われた豊富な知識と経験を活かし取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、当事業年度開催の取締役会14回のうち全て、監査等委員会には14回のうち全てに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。

(注) 株式会社東京証券取引所に対し、取締役（監査等委員）永田博彦、福田泰弘、高森浩一の各氏を独立役員として届け出ております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

15,200千円

#### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,200千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。又、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の継続監査年数、職務遂行の状況などを勘案し、監査等委員会において検討します。その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

### (5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

#### 【コーポレートガバナンス】

- ① 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性を確保します。取締役会は、法令、定款及び取締役会規則その他の社内規則に則り、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
- ② 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、担当職務を執行します。
- ③ 当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行とを分離し、取締役会の監督機能強化と業務執行責任における組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき担当職務及び業務を執行します。
- ④ 当社は、「職務権限規程」を整備し、それによって業務を行うことによって、業務の適正化を確保するとともに、組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図っております。

#### 【コンプライアンス】

- ① 当社は、経営理念に「貢献なくして利益なし 利益なくして継続なし 継続なくして貢献なし」を掲げ、これを経営の指針としております。
- ② 当社は、取締役及び従業員が高い倫理観を持ち、法令及び定款を遵守するための指針として、「コンプライアンス規程」を定め、これをコンプライアンス体制の基盤としております。
- ③ 当社は、「コンプライアンス規程」に定める事項を遵守することにより、企業倫理意識の向上及び浸透に努め、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提にあることを徹底しております。
- ④ 当社は、法令違反、社内規程違反、重大な企業倫理違反に関する相談・通報窓口を設け、コンプライアンス体制の整備・充実に努めます。
- ⑤ 当社は、部門の業務執行が、法令等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善提案を行うため、各業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を行います。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力排除に関して、基本方針を定めるとともに「反社会的勢力対策規程」において、弁護士や警察等と連携した組織的に対応する体制を規定しております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存しております。
  - i. 株主総会議事録
  - ii. 取締役会議事録
  - iii. 重要な会議の議事録
  - iv. 予算統制に関するもの
  - v. 会計帳簿、会計伝票に関するもの
  - vi. 官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
  - vii. 稟議書
  - viii. 契約書
  - ix. その他文書管理規程に定める文書
- ② 取締役は、これらの文書を常時閲覧することができます。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理します。
- ② 内部監査部門が当社グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定めます。
- ② 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

#### (5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しています。
- ② 当社取締役、及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

#### (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は社員に関する事項

- ① 当社は、監査等委員の職務を補助すべき取締役及び専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会は、その職務に必要な場合は、内部監査部門の要員による監査業務の補助について、代表取締役と協議することとします。
- ② 監査等委員の職務を補助すべき取締役又は社員を置いた場合、当該取締役又は社員の人事異動については監査等委員会の同意を要することとします。又、監査等委員会は当該取締役又は社員に直接指示し、報告を受けることができることとし、その独立性、指示の実効性を確保します。

#### (7) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員が監査等委員会に報告するための体制  
取締役及び社員は、監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告するものとします。又、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとします。
- ② 子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制  
子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものとします。  
子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、正当な理由のあるときを除き、当社の監査等委員会の求めに応じて、業務及び財産の状況の調査に協力するものとします。

**(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを禁止します。又、監査等委員へ報告を行った者及びその内容については、厳重な情報管理体制を整備し、報告者が不利益な取り扱いを受けることを防止します。

**(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

**(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門及び子会社の取締役等と、情報・意見交換を行うための会合を定期的で開催し、緊密な連携を図ります。
- ② 監査等委員会は、取締役の職務遂行の監査及び監査体制の整備のため代表取締役と定期的に会合を開催します。
- ③ 監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

**業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、職務及び業務の適正性を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 執行に対する取締役会の監督機能強化、及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
- (2) 監査等委員は、監査計画に基づいて監査を実施するとともに、定時取締役会後に監査等委員会を開催し、必要に応じて代表取締役社長、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。又、監査等委員は会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項について意見交換を実施いたしました。
- (3) リスク管理に対する取り組みとして、当社及び当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、当社取締役会において所管部門の管理者から随時報告が行われております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への配当政策を重要な経営課題として、安定的な配当の継続と利益還元、企業基盤の強化、今後の事業の拡充を勘案し利益配当を行うことを基本方針としております。中長期に株式保有してくださる株主の皆様のご期待にお応えするため、2024年3月31日を基準日とする配当金の配当方針を「配当性向32.5%を基準に算出した額と直近の配当予想額の高い方」と30.0%から32.5%に引き上げる変更を行いました。また、配当性向を更に引き上げ配当性向40.0%と変更し、お支払いいたしました。また、株主優待制度を実施していましたが、株主の皆様へのより公平な利益還元のあり方という観点から検討を重ねました結果、株主優待制度については廃止し、今後は配当等による利益還元に集約することといたしました。

なお、2025年3月31日を基準日とする配当金につきましては、配当方針を「配当性向50.0%を基準に算出した額と直近の配当予想額の高い方」と50.0%に引き上げを行います。

今後は、配当性向50.0%として、株主様への利益還元を目指してまいります。



# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>6,015,785</b>	<b>流動負債</b>	<b>854,698</b>
現金及び預金	4,939,904	買掛金	60,676
売掛金	828,517	未払金	97,248
契約資産	161,313	未払法人税等	322,773
有価証券	11,404	未払消費税等	133,829
仕掛品	642	契約負債	157,093
その他	74,003	その他	83,076
<b>固定資産</b>	<b>1,793,828</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,214</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>68,848</b>	繰延税金負債	13,214
建物	18,380		
車両運搬具	9,428		
工具、器具及び備品	22,412		
土地	18,627		
<b>無形固定資産</b>	<b>178,396</b>		
ソフトウェア	162,057		
その他	16,338		
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,546,583</b>		
投資有価証券	1,456,636		
差入保証金	48,612		
繰延税金資産	7,049		
その他	35,160		
貸倒引当金	△875		
<b>資産合計</b>	<b>7,809,614</b>	<b>負債合計</b>	<b>867,912</b>
		<b>純資産の部</b>	
		株主資本	6,837,736
		資本金	190,349
		資本剰余金	230,548
		利益剰余金	6,949,945
		自己株式	△533,105
		その他の包括利益累計額	96,489
		その他有価証券評価差額金	96,489
		新株予約権	7,475
		<b>純資産合計</b>	<b>6,941,701</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>7,809,614</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,192,122
売 上 原 価		2,433,509
売 上 総 利 益		2,758,613
販売費及び一般管理費		1,107,351
営 業 利 益		1,651,262
営 業 外 収 益		14,182
営 業 外 費 用		2,718
経 常 利 益		1,662,726
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,662,726
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	520,431	
法 人 税 等 調 整 額	△2,398	518,032
当 期 純 利 益		1,144,693
親会社株主に帰属する当期純利益		1,144,693

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	190,349	222,435	6,084,562	△244,168	6,253,178
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△279,310		△279,310
親会社株主に帰属する当期純利益			1,144,693		1,144,693
自己株式の取得				△298,265	△298,265
自己株式の処分		8,112		9,328	17,441
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	8,112	865,382	△288,936	584,558
当 期 末 残 高	190,349	230,548	6,949,945	△533,105	6,837,736

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	34,508	34,508	12,311	6,299,998
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△279,310
親会社株主に帰属する当期純利益				1,144,693
自己株式の取得				△298,265
自己株式の処分				17,441
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	61,981	61,981	△4,836	57,145
当 期 変 動 額 合 計	61,981	61,981	△4,836	641,703
当 期 末 残 高	96,489	96,489	7,475	6,941,701

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

eBASE-NeXT株式会社、eBASE-PLUS株式会社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### 1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

###### 2. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、当社及び連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 8～29年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～10年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

## ② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

### ① eBASE事業

#### 1. パッケージソフト販売に係る収益認識

パッケージソフト販売では、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、パッケージソフトウェアとして販売しております。

パッケージソフト販売では、顧客が検収した時点で、当該パッケージソフトウェアに対する支配を顧客が獲得していることから、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

#### 2. カスタマイズ開発に係る収益認識

カスタマイズ開発では、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの企画・開発販売を行っております。

カスタマイズ開発では、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法としております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

#### 3. ライセンス&サポート契約に係る収益認識

ライセンス&サポート契約では、パッケージソフトウェアのライセンス提供を行っております。

ライセンス&サポート契約では、ライセンスを供与する際の約束の性質は、知的財産を使用する権利の提供であることから、顧客にライセンスの供与を開始した一時点で収益を認識しております。

#### 4. クラウドサービスに係る収益認識

クラウドサービスでは、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、クラウドサービスとして提供しております。

クラウドサービスでは、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

### ② eBASE-PLUS事業

#### 1. IT開発アウトソーシングビジネスに係る収益認識

IT開発アウトソーシングビジネスでは、国内企業における基幹系情報システムの受託開発、開発派遣、システムサポート等を行っております。

IT開発アウトソーシングビジネスでは、主に、契約により定められた役務提供を実施した一時点で収益を認識しております。

- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項  
のれんの償却方法及び償却期間  
5年間で均等償却しております。

## II. 重要な会計上の見積りに関する注記

受注制作のソフトウェア開発における収益認識

1. 当連結会計年度計上額 売上高 220,396千円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注制作のソフトウェア開発において、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法としております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

受注制作のソフトウェア開発では、収益総額、原価総額及び履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を計上しております。収益総額は、当事者間で合意された契約等に基づいて見積りを行っており、収益の計上の基礎となる原価総額は、契約ごとの予算を使用して見積りを行っております。しかしながら、収益総額は、顧客との交渉の状況によって変動する可能性があり、原価総額は、契約ごとの予算を使用して見積りを行っておりますが、受注契約の予算の策定に当たっては、ソフトウェアの完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## III. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額	88,280千円
----------------	----------

#### IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 47,164,800株

##### 2. 剰余金の配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	279,310	6.10	2023年 3月31日	2023年 6月8日

###### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月27日 取締役会(予定)	普通株式	利益剰余金	459,030	10.10	2024年 3月31日	2024年 6月6日

##### 3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 32,000株

#### V. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針としております。営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100,000	99,250	△750
②その他有価証券	429,774	429,774	-
資産計	529,774	529,024	△750

(※1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2)「売掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。



- (※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。
- ・非上場株式(連結貸借対照表計上額 349,283千円)
- (※4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。
- ・投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額 588,982千円)

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
社債	-	140,818	-	140,818
その他	-	288,955	-	288,955
資産計	-	429,774	-	429,774

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	99,250	-	99,250
資産計	-	99,250	-	99,250

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。また、投資信託は、取引金融機関が公表する基準価額によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## VI. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	eBASE事業	eBASE-PLUS事業	
パッケージソフト	547,793	-	547,793
カスタマイズ	849,417	-	849,417
ライセンス&サポート	820,088	-	820,088
クラウドサービス	318,856	149	319,005
IT開発アウトソーシングビジネス	-	2,552,934	2,552,934
その他	102,883	-	102,883
顧客との契約から生じる収益	2,639,038	2,553,084	5,192,122
外部顧客への売上高	2,639,038	2,553,084	5,192,122

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	931,691
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	828,517
契約資産 (期首残高)	75,645
契約資産 (期末残高)	161,313
契約負債 (期首残高)	148,004
契約負債 (期末残高)	157,093

契約資産は、主に受注制作のソフトウェア開発について、期末日現在で完了しているが未請求の受注制作のソフトウェア開発にかかる対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。契約負債は、主にクラウドサービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、148,004千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## VII. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	152円 57銭
2. 1株当たり当期純利益金額	25円 04銭

## VIII. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

### 1 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策、および配当性向を維持しながら、より高い水準での株主還元を図るため自己株式の取得をするものであります。

### 2 取得の内容

#### (1) 取得する株式の種類

当社普通株式

#### (2) 取得する株式の総数

625,000株(上限)

#### (3) 株式の取得価額の総額

500,000千円(上限)

#### (4) 取得期間

2024年5月16日から2025年5月15日まで

(ご参考) 2024年3月31日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 45,448,543株

自己株式数 1,716,257株

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,899,046</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>598,115</b>
現 金 及 び 預 金	3,131,090	買 掛 金	9,644
売 掛 金	517,787	未 払 金	45,633
契 約 資 産	161,313	未 払 法 人 税 等	257,788
有 価 証 券	11,404	未 払 消 費 税 等	84,033
仕 掛 品	642	契 約 負 債	157,093
前 払 費 用	6,441	預 り 金	43,120
そ の 他	70,367	そ の 他	801
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,404,460</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,810</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>66,333</b>	繰 延 税 金 負 債	11,810
建 物	16,405		
車 両 運 搬 具	9,428		
工 具、器 具 及 び 備 品	21,872		
土 地	18,627		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>178,396</b>		
ソ フ ト ウ エ ア	162,057		
そ の 他	16,338		
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,159,730</b>		
投 資 有 価 証 券	967,654		
関 係 会 社 株 式	115,084		
差 入 保 証 金	42,706		
会 員 権	2,450		
そ の 他	32,710		
貸 倒 引 当 金	△875		
		<b>負 債 合 計</b>	<b>609,925</b>
		<b>純 資 産 の 部</b>	
		<b>株 主 資 本</b>	<b>4,589,616</b>
		資 本 金	190,349
		資 本 剰 余 金	230,548
		資 本 準 備 金	162,849
		そ の 他 資 本 剰 余 金	67,699
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>4,701,824</b>
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,701,824
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,701,824
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△533,105</b>
		評 価・換 算 差 額 等	96,489
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	96,489
		新 株 予 約 権	7,475
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,693,581</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,303,506</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>5,303,506</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,639,038
売 上 原 価		493,168
売 上 総 利 益		2,145,869
販売費及び一般管理費		922,775
営 業 利 益		1,223,094
営 業 外 収 益		74,523
営 業 外 費 用		2,718
経 常 利 益		1,294,899
税 引 前 当 期 純 利 益		1,294,899
法人税、住民税及び事業税	394,431	
法人税等調整額	△2,430	392,000
当 期 純 利 益		902,898

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他 資本剰余金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	190,349	162,849	59,586	4,078,236	△244,168	4,246,852
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△279,310		△279,310
当 期 純 利 益				902,898		902,898
自 己 株 式 の 取 得					△298,265	△298,265
自 己 株 式 の 処 分			8,112		9,328	17,441
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	8,112	623,588	△288,936	342,764
当 期 末 残 高	190,349	162,849	67,699	4,701,824	△533,105	4,589,616

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当 期 首 残 高	34,508	34,508	12,311	4,293,671
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△279,310
当 期 純 利 益				902,898
自 己 株 式 の 取 得				△298,265
自 己 株 式 の 処 分				17,441
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	61,981	61,981	△4,836	57,145
当 期 変 動 額 合 計	61,981	61,981	△4,836	399,909
当 期 末 残 高	96,489	96,489	7,475	4,693,581

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(重要な会計方針に係る事項)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

###### ② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 8～29年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～10年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### (1) パッケージソフト販売に係る収益認識

パッケージソフト販売では、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、パッケージソフトウェアとして販売しております。

パッケージソフト販売では、顧客が検収した時点で、当該パッケージソフトウェアに対する支配を顧客が獲得していることから、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

#### (2) カスタマイズ開発に係る収益認識

カスタマイズ開発では、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの企画・開発販売を行っております。

カスタマイズ開発では、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法としております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

#### (3) ライセンス&サポート契約に係る収益認識

ライセンス&サポート契約では、パッケージソフトウェアのライセンス提供を行っております。

ライセンス&サポート契約では、ライセンスを供与する際の約束の性質は、知的財産を使用する権利の提供であることから、顧客にライセンスの供与を開始した一時点で収益を認識しております。

#### (4) クラウドサービスに係る収益認識

クラウドサービスでは、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、クラウドサービスとして提供しております。

クラウドサービスでは、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

## II. 重要な会計上の見積りに関する注記

### 受注制作のソフトウェア開発における収益認識

1. 当事業年度計上額 売上高 220,396千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 II. 重要な会計上の見積りに関する注記 受注制作のソフトウェア開発における収益認識」の内容と同一であります。



### Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	73,932千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する金銭債権	8,040千円
関係会社に対する金銭債務	2,499千円

### Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引	17,771千円
営業取引以外の取引	63,900千円

### Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,716,257株
------	------------

### Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	13,685千円
未払事業所税	616千円
貸倒引当金	267千円
減価償却費	1,909千円
投資有価証券評価損	12,354千円
関係会社株式評価損	1,403千円
その他	457千円
繰延税金資産合計	<u>30,694千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	42,504千円
繰延税金負債合計	<u>42,504千円</u>
差引：繰延税金負債合計	<u>11,810千円</u>

## Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
子会社	eBASE-PLUS(株)	所有 直接 100%	事務の受託 役員の兼任	事務の受託 (注1)	63,060	未収入金	5,780

・取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 受取事務手数料については、子会社の人員規模等を参考に決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## Ⅷ. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 103円 11銭
- 1株当たり当期純利益金額 19円 75銭

## X. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

### 1 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策、及び配当性向を維持しながら、より高い水準での株主還元を図るため自己株式の取得をするものであります。

### 2 取得の内容

(1) 取得する株式の種類

当社普通株式

(2) 取得する株式の総数

625,000株 (上限)

(3) 株式の取得価額の総額

500,000千円 (上限)

(4) 取得期間

2024年5月16日から2025年5月15日まで

(ご参考) 2024年3月31日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	45,448,543株
自己株式数	1,716,257株

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

e B A S E株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 岡 本 伸 吾 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 則 岡 智 裕 ㊞

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、e B A S E株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、e B A S E株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

e B A S E株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 岡本伸吾 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 則岡智裕 ㊞

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、e B A S E株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

e B A S E株式会社 監査等委員会

監査等委員 永田博彦 ㊟

監査等委員 福田泰弘 ㊟

監査等委員 高森浩一 ㊟

(注)監査等委員永田博彦、福田泰弘及び高森浩一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会から審議の結果相当である旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	つおかほ こうじ 常包 浩司 (1957年3月20日生) (再任：男性)	2001年10月 当社創業 代表取締役社長 2010年11月 eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長 2020年4月 eBASE-PLUS株式会社取締役(現任) 2020年6月 当社代表取締役会長(現任) 選任の理由 当社グループの創業者であり、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績を踏まえ、eBASE事業の中長期戦略である、BtoBtoCモデルによる2nd eBASEの企画推進を行い、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	16,469,460株
2	いわた たかお 岩田 貴夫 (1967年6月23日生) (再任：男性)	2003年11月 当社入社 2004年6月 当社取締役 2007年4月 当社取締役執行役員 2013年4月 当社取締役執行役員 市場開発B.U. 掌管 2020年6月 当社代表取締役社長(現任) 選任の理由 リーダーとして当社を牽引し、0thから2nd eBASEの各ビジネスモデルを双方向に有機的に関与させ、様々な新サービスや新事業モデルへの展開のため、中長期戦略実行の中心として指揮と監督を行い、業容の拡大と、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	1,054,930株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	くぼた かつやす 窪田 勝康 (1962年10月28日生) (再任：男性)	2005年6月 当社入社 2005年9月 当社取締役 2007年4月 当社取締役執行役員CF0(現任) 2010年11月 eBASE-PLUS株式会社取締役 2020年4月 eBASE-PLUS株式会社 代表取締役社長(現任)	775,300株
		選任の理由 当社CF0及び管理部担当として経理部門、人事、総務、法務部門を担当し、当社の適法・適切な運営に寄与してきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
4	にしやま たかし 西山 貴司 (1966年7月3日生) (再任：男性)	2001年10月 当社取締役 2007年4月 当社取締役執行役員 2013年4月 当社取締役執行役員 大阪ソリューションB.U.管掌(現任) 2018年6月 eBASE-PLUS株式会社監査役(現任)	1,284,100株
		選任の理由 大阪を中心とする西日本地区の営業拡販を行うとともに、住宅業界、家電業界での商材えびすの普及を推進し、住宅業界では「e住なび」によるデファクト化を推進して、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
5	うえの まさひこ 上野 雅彦 (1969年1月28日生) (再任：男性)	2007年4月 当社入社 2008年10月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役執行役員 東京ソリューションB.U.管掌(現任)	51,005株
		選任の理由 東京を中心とする東日本地区の営業拡販を行うとともに、大手顧客への拡販とデファクト化を推進し、今後の関東圏での更なる業容の拡大を推進して、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

(注)1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.常包浩司、岩田貴夫、窪田勝康、西山貴司、上野雅彦の各氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との

間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど一定の免責条項が定められております。各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現在の監査等委員である福田泰弘氏は、本總會終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査監督体制強化のため、あらためて監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	辻 和孝 (1963年7月12日生) (新任：男性)	<p>1986年4月 凸版印刷株式会社入社（現任） (2023年10月 TOPPANホールディングス株式会社へ社名変更) (保有資格)</p> <p>2016年4月 公認不正検査士 2016年7月 公認内部監査人 2016年10月 米国公認会計士 2017年5月 公認情報システム監査人</p> <p>選任の理由及び期待される役割の概要 大手企業において、製造、開発、販促等を経て経営監査に携わり、国内及び海外の監査をプレーイングマネージャーとして指揮し培われた内部監査、会計の知識・経験を有していることから、取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査、及び業務の改善提案をするために適切な人材と判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	3,200株
2	野口 京子 (1960年7月12日生) (新任：女性)	<p>1978年4月 株式会社日立製作所入社 1990年6月 富士通株式会社 2012年4月 学校法人長野大学教授 2020年4月 公立大学法人長野大学教授 2020年4月 学校法人松商学園松本大学非常勤講師兼バレーボール部監督（現任）</p> <p>選任の理由及び期待される役割の概要 バレーボールでロサンゼルスオリンピック銅メダル受賞のアスリートであり実業団で選手、コーチ、監督を歴任した後、教育者に転じスポーツと健康をテーマに研究を続け、生活習慣病やダイエットの指導を行ってきた知識・経験を有していることから、当社製品・サービスにおける「商品の安心・安全」に対する取締役の職務の執行及び業務に関する助言や適正性を監査するために適切な人材と判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	0株

(注) 1.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 辻和孝、野口京子の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 辻和孝、野口京子の両氏は、本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出を予定しております。
4. 当社は、辻和孝、野口京子の両氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定としております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、法令の規定する額であります。
5. 辻和孝、野口京子の両氏は、当社の監査等委員である取締役に就任予定であり、当社は、両氏が被保険者に含まれることとなる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど一定の免責条項が定められております。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】取締役会の構成

第1号議案、第2号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

氏名 (性別)	役職	スキル				
		企業経営	財務・ 会計	新事業 開発	監査・ 法務	サステイナ ビリティ
常包浩司 (男性)	代表取締役会長	●	●	●		●
岩田貴夫 (男性)	代表取締役社長	●		●		●
窪田勝康 (男性)	取締役執行役員 CFO	●	●		●	●
西山貴司 (男性)	取締役執行役員	●			●	
上野雅彦 (男性)	取締役執行役員	●				
永田博彦 (男性)	取締役 監査等委員	●			●	
高森浩一 (男性)	取締役 監査等委員	●			●	
辻和孝 (男性)	取締役 監査等委員		●		●	
野口京子 (女性)	取締役 監査等委員					●

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区芝田一丁目1番35号  
大阪新阪急ホテル2階 星の間

(会場案内図)

